筑西市総合福祉センター点字ブロック改修工事仕様書

1　工事名称　筑西市総合福祉センター点字ブロック改修工事

2　施行場所　筑西市　小林　地内

3　施工期間　契約締結日の翌日から令和９年３月１６日（火）まで

4　工事概要　筑西市総合福祉センター出入口手前の点字ブロックを改修する。

5　使用材料、数量等

名　称	数　量
タイル張り・点字ブロック	１式
タイル・点字ブロック（撤去）	１式

6　使用材料の仕様及び作業上の注意等

（１）使用材料に関して記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に定めるところによる。

（２）本工事は、関係する法令等を遵守して実施すること。

7　その他

（１）本工事の実施に際し、受注者は施工場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。

（２）本工事の実施期間中、施工場所の施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

（３）本工事の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。

（４）本工事では、作業員の安全に十分配慮すること。

（５）本工事において必要となる電気、水道用水は施工場所にある設備を使用できるものとする。

（６）本工事の実施に当たっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。

（７）本工事に当たり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。

（８）本工事に当たり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。

（９）本工事に際し、本工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

(10) その他、本工事に関して疑義が生じた場合には、双方協議の上、決定する。